

愛媛県立病院床頭台等賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

愛媛県立病院床頭台等賃貸借を実施するにあたり、より優れた提案内容等を総合的に判断し、最も適格と判断される業者を選定するため公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、実施のための必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 愛媛県立病院床頭台等賃貸借
- (2) 借 入 物 品 別紙「愛媛県立病院床頭台等賃貸借概要説明書」のとおり
- (3) 対 象 施 設 県立今治病院（今治市石井町4丁目5番5号）
県立南宇和病院（南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1）
県立新居浜病院（新居浜市本郷3丁目1番1号）
- (4) 借 入 期 間 令和3年8月1日から令和11年7月31日まで
- (5) 見積上限金額 1,980千円（上記3病院の月額リース料合計額、消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 事務局（照会先）
愛媛県公営企業管理局県立病院課 指導係（担当：篠宮）
所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
TEL：089-912-2813（直通）
FAX：089-947-6007
E-mail：kenbyouin@pref.ehime.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、参加表明書の提出期限の日から企画提案書の提出期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく再生、更正又は破産手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法に規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (6) 令和3年1月1日現在、過去3年間において、四国内の100床以上の病院において、床頭台・テレビ・冷蔵庫・カード販売機・カード精算機・洗濯機・乾燥機について賃貸借または運営業務の実績があること。

4 スケジュール（予定）

内容等	期日
実施要領等の公開	令和3年1月20日（水）
質問書の提出期限	令和3年1月27日（水）
質問書の回答期限	令和3年2月3日（水）
参加表明書及び参加資格要件確認申請書の提出期限	令和3年2月10日（水）
参加資格の確認通知期限	令和3年2月17日（水）
企画提案書等の提出期限	令和3年2月22日（月）
辞退届提出期限	令和3年2月22日（月）
プレゼンテーション	令和3年3月4日（木）
審査結果の通知	令和3年3月中旬
委託契約の締結	令和3年6月（予定）

5 資料の配布

(1) 配布期間

令和3年1月20日（水）～令和3年2月10日（水）

(2) 配布方法

資料は、愛媛県公営企業管理局ホームページからの入手を原則とする。また、事務局でも直接交付する。（直接交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から17時15分までとする。）

6 プロポーザル参加の手続き等

(1) プロポーザルに係る質問回答

ア 質問書の提出期限

令和3年1月27日（水）17時15分（必着）

イ 質問書提出先

事務局

ウ 質問方法

質問書(様式1)に質問内容及び必要事項を記入の上、電子メールにより提出する。
なお、電子メール送信後に電話にて到着確認をすること。

エ 質問書の回答期限

令和3年2月3日(水)

オ 回答方法

全ての質問に対し、質問を提出した事業者全員に電子メールで回答する。回答期限までに回答がない場合は、必ず事務局に確認すること。なお、再質問及び電話等による照会は受け付けない。

(2) 参加表明書及び参加資格要件確認申請書の提出

ア 提出期限

令和3年2月10日(水) 17時15分(必着)

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参、郵送またはメール便とする。

※ 郵送又はメール便の場合は、配達した記録の残る方法により送付すること。

エ 提出書類(各1部)

参加表明書(様式2)

参加資格要件確認申請書(様式3)

会社概要(様式4)

※ 会社パンフレットを添付すること。

愛媛県立病院床頭台等賃貸借に係る公募型プロポーザル参加資格確認資料(様式5)

履行実績証明書(様式6)

オ 参加資格確認結果の通知

① 参加資格の確認結果は、令和3年2月17日(水)までに電子メールにて通知する。

② 参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日(土・日・祝日を除く)以内に書面により説明を求めることができる。事務局は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和3年2月22日(月) 17時15分(必着)

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参、郵送またはメール便とする。

※ 郵送又はメール便の場合は、配達した記録の残る方法により送付すること。

エ 提出書類（正本1部、副本12部、A4版を基本とする。）

（a）プロポーザル企画提案書（任意様式）

① 会社概要

※ 直近2期分の財務諸表を添付すること。

② 当該賃貸借事業に対する基本的な方針

③ 病院別の業務執行体制、責任体制、保守管理体制

④ 設置予定の物品

※ 形状をイメージできるカタログ等を添付すること。

⑤ 床頭台等の賃貸借業務の実績

（b）見積書及び積算根拠（任意様式）

※ 病院別に作成すること。

（4）参加辞退届の提出

参加表明書及び参加資格要件確認申請書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は次により参加辞退届を提出すること。

ア 提出期限

令和3年2月22日（月）17時15分（必着）

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参、郵送またはメール便とする。

※ 郵送又はメール便の場合は、配達した記録の残る方法により送付すること。

エ 提出書類

参加辞退届（様式7） 1部

（5）プレゼンテーションの実施

ア 実施期日

令和3年3月4日（木）

※ 時間は個別に連絡する。

イ 場所

愛媛県庁第二別館2階 東大会議室

ウ プレゼンテーションの時間

1者あたり30分のプレゼンテーションと10分の質疑を行う。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うものとし、追加資料等の配布は認めない。

7 プロポーザルの審査

（1）審査方法

愛媛県立病院床頭台等賃貸借業者選考審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各項目について、審査・評価を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、プレゼンテーション時には、設置予定の床頭台を1台以上持参すること。

(2) 評価基準

評価基準		評価配点
(1) 賃貸借物件に関する評価		15点
①仕様を満たしているか。		
②安全性や機能は十分か。		
③使いやすさ、操作性が利用者に配慮されているか。		
(2) 業務実施体制に関する評価		10点
①保守・清掃業務は、適切かつ確実に遂行できる人的構成及び体制等がとられているか。		
②予備機台数は、適切かつ確実に遂行できる体制がとられているか。		
(3) 業務実績に対する評価		10点
①他病院での導入実績は豊富であるか。		
②経営の安定性はあるか。		
(4) コストに関する評価		10点
リース料見積額		
(5) その他特別提案事項に関する評価		5点
その他病院の業務改善や患者アメニティ向上に繋がる提案があるか。		
合 計		50点

8 その他

(1) 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- ア 本プロポーザルの件に関し、審査会の委員に直接、間接を問わず接触を求めた場合
- イ 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ウ 参加表明書及び参加資格要件確認申請書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、提出された書類が無効となり、参加資格を失うことがある。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4) 賃貸借契約

審査会が選定した最優秀提案者を当該業務に係る賃貸借契約の見積徴収の相手方とし、契約条件等について公営企業管理局と協議の上、予算の範囲内で随意契約による契約を締結する。ただし、選定後に資格要件を満たさないことが判明した場合、最優秀提案者が辞退した場合、その他契約が成立しなかった場合は、次点者を見積徴収の相手方とし、契約の交渉を行う。

(5) その他

ア 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 本プロポーザルにおいて提出された書類に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

ウ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、返却しない。

エ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 本プロポーザルにおいて提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。公表を求めない場合には、様式2にその旨を記載すること。記載のない場合は、公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。

カ 参加者名及び審査結果を公表することがある。

キ 公表している資料を除き、本県より受領した資料は、公表・使用することはできない。なお、受領した資料は、プロポーザル終了後、返却すること。

ク 提出期限以降に、提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

ケ 預かった個人情報、本プロポーザルのためのみに使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

コ 申請者が1者のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が受託者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があるほか、審査会による審査自体を省略する場合がある。

サ 審査結果についての異議申し立ては、受け付けない。